

弘前市立百石町展示館自動扉保守点検業務仕様書

弘前市立百石町展示館（弘前市大字百石町3番地2）の自動扉保守点検業務については、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務対象

弘前市立百石町展示館に設置された以下に記載の設備等

ナブコDS自動ドア装置1箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体装置
- (2) 自動ドアエンジン動力部装置
- (3) 自動ドアエンジン制御部装置
- (4) 自動ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ
- (5) ドア部及び周辺機器

2. 業務内容

受注者が行う保守点検の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 異常の有無の点検
- (2) 機器の清掃、注油及び一般調整
- (3) 機器の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整（メーカー純正未使用部品に限る。また、交換部品については販売元出荷証明書を提出すること。）
- (4) 機器の障害の修復及び分解整備

3. 点検項目

受注者は、機器の予防保全のため、次の機械各部の点検調整を実施すること。

- (1) サッシ部
 - ①無目点検カバーの取付状態
 - ②ガイドレール内の状態
 - ③扉の状態（傷及び動作時の異音）
 - ④振れ止め・扉ガイドの取付け状態
 - ⑤指詰防止（30mmのクリアランス確保）
 - ⑥隙間（全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール）
- (2) 懸架部
 - ①ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷
 - ②踊り止め隙間
 - ③ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態
- (3) 動力作動部
 - ①手動開閉の動作確認及び異音の有無
 - ②エンジンの取付状態
 - ③駆動軸の変形、磨耗
 - ④プーリーの変形、磨耗（駆動・従動）
 - ⑤ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態
- (4) 制御装置

- ①開速度・閉速度の調整、報告書への数値の記載
- ②クッション作用の調整、報告書への数値の記載
- ③開き保持時間（秒）の調整、報告書への数値の記載
- ④開閉回数の確認、報告書への数値の記載

(5) センサー部

- ①外側起動センサー作動状況及び計器による測定
- ②内側起動センサー作動状況及び計器による測定
- ③補助センサー作動状況

(6) 電気回路

- ①総合動作（通常開閉動作・反転動作）
- ②配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無
- ③測定機器（テスター）による電圧の測定
- ④測定機器（メガ計）による漏電の検査

4. 保守の方法

(1) 定期保守

6ヶ月に1度、自動扉保守点検基準書及びJADAガイドラインに基づき行うこと。

(2) 点検月

8月及び2月

※実施日は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(3) 緊急保守

発注者の通報に基づき緊急に機器の保守または修理を要する場合、受注者は技術員を派遣し、速やかに修理対応すること。

5. 保守作業

受注者は、保守点検を実施する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、保守技術者を派遣する場合は、所定の身分証明書を携帯させ、発注者の許可を得てから立ち入り、保守作業を実施させること。
- (2) 受注者は、保守技術者に安全教育を実施し、常に安全作業を遵守させること。
- (3) 受注者は、保守技術者として、厚生労働省認定自動ドア施工技能士を従事させること。
- (4) 部品交換及び分解整備は、受注者の判断により発注者に提案し、発注者の承認を得たうえで行うこと。
- (5) 受注者は保守作業終了後、保守点検報告書に業務場所の職員の検印を受け、発注者に提出しなければならない。

6. 保守管理

受注者は、上述の業務対象について、常に最良の状態を保つために管理業務を行うこと。

- (1) 定期保守において調整した箇所、部品交換した箇所を発注者に報告すること。
- (2) 緊急修理対応時は修理完了後、速やかに作業報告書を提出し報告すること。
- (3) 受注者は定期保守点検後、保全または修理が必要な箇所を発見した場合は、予防保全策を検討し、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、提出した各報告書を10年間保管するものとし、発注者に提出を求められた場合は、これを提出すること。

7. 料金

(1) 保守料

1年間の保守業務の料金には、次の内容が含まれる。

- ①保守技術費用
- ②派遣出張に要する費用
- ③点検に必要な消耗材料費

(2) 交換部品料

自動開閉装置の部品交換が生じた場合は、交換した部品の費用は発注者が負担するが、指定部品については、受注者が負担することとする。

※指定部品：ヒューズ、ビス、ナット、マイクロスイッチ、戸車及び振止め車、ゴムディスク、各種リレー

(3) 特別保守料

以下の事由に基づいて定期及び緊急保守業務を行った場合は、受注者はその都度必要費用を算定し、通常の保守料とは別にその費用を発注者が負担する。

- ①発注者の機器使用上の誤りに起因する修理
- ②発注者の故意または過失による機器の破損、機能低下等の障害の修復
- ③天変地異、不可抗力、その他受注者の責に帰さない事由による保守業務
- ④発注者の都合により行う工事または模様替えのために行う、機器の移設あるいは改造等の仕様変更

8. 環境配慮への協力

受注者は業務を実施するにあたり、市が実施する環境保全活動に係る取り組みに対して、可能な限り協力すること。

9. その他

当該業務に関して疑義が生じた場合は、その対処方法等について発注者と協議のうえ、決定する。